

武家名目抄

職名部六中

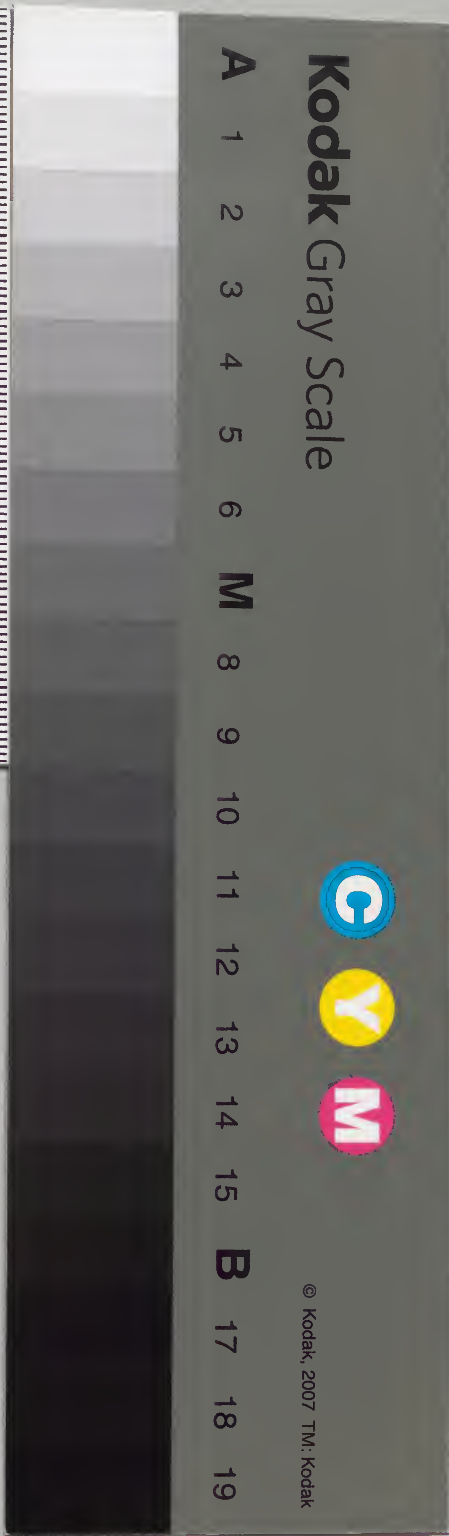
第十三冊

庚

庫	文	閣	内
一五三函	西上五架	三六〇九一冊	和書類

内閣文庫	番號	和	36091
	冊數	60 (13)	
	函號	153	276

共六十

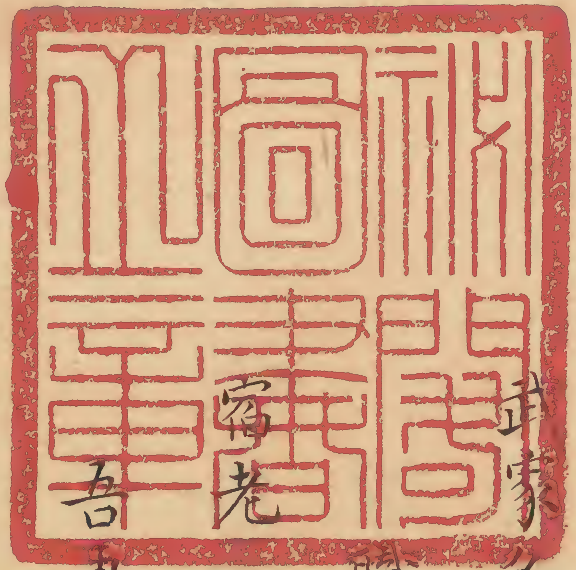


筒 241

宿老

家老 脇又稱年寄脇

家老



武家名目抄第十三冊
職名部六中

吾妻鏡云元曆元年六月十六日癸酉武衛

出于西侍給忠頼依召參入候畢對座宿老

御家人數輩列座有獻盃之儀工藤一臈祐

經取鈿子進御前是兼被定于其討手訖云

云

又云文治二年十二月一日甲戌千葉介常
胤自下總國參上今日獻盃酒二品出御西
侍上常胤朝政善信義實遠元盛長已下宿
老多以候其座緯及數巡三年九月九日丁
未比企尼家南庭白菊開敷於外未有此事
仍今日迎重陽二品并御臺所渡御彼所義
澄遠元以下宿老類候御共御酒宴及終日
剝獻御贈物

又云建曆二年八月十八日辛卯伊賀前司
朝光和田左衛門尉義盛可候北面三間所
之由今日武州秦時被傳仰彼所者撰近習壯士
等令結番祓候云々而件兩人雖為宿老為
被聞古物語所被加之也
又云貞永元年十一月廿八日武州為御當
番今夜宿侍于御所給而御共侍持參御筵
不可布御疊之上昵近于人之者爭不辨此

程之禮哉尤耻傍輩推察之由被仰出羽前行義

司民部大夫行盛入道以下宿老兩三輩候其所

承之周防前司親實此事可為末代美談之

由潜感申之按出羽民部ハ何レ
七評定元ナリ

又云仁治二年正月廿三日壬子將軍家渡

御馬場殿前武州泰時被參遠江前司駿河守宮

内少輔攝津前司師員上總權介出羽前司以下

數輩參上先分若輩等射遠笠懸次於弓場

相加宿老之類有射的之儀中略的射手一番

若狹前泰村司氏家太郎二番下河邊左衛門尉

駿河四郎左衛門尉三番小山五郎左衛門

尉上野五郎左衛門尉四番伊東大和次郎

横溝六郎五番小笠原六郎加治八郎左衛

門尉六番佐々木壹岐前司葛西六郎按若狹前

司ハ評定
元ナリ

又云建長六年十二月十二日庚辰於御所

有評定其後相州依呂參御前給兼被儲酒
肴御一門若輩并佐渡前司基綱和泉前司
行方前太宰少貳為佐以下宿老多以候座
被召出魚鳥等於其砌令壯士等庖丁之相
州殊入興按基綱行方為佐
とよ引舟成り也
梅松端云御舟尊氏と執事師直関東京都より
供奉れ宿老あ國の事を形よあせらまこと
此爰向有御舟一云々

大内問答云堂上出座ゆは一方小直一申され
一方より三職の法元をりる處きりそ外の事ハ
此位次第は儀るるうぬてハ中雜定は五伴よ
江系ハ元の内宿老分別のこととわらりて挨拶
さ勢らまはり而可然

大館常興記云天文十一年二月三日為法使
按州來德尚津就法逗留儀諸事法法之儀
此後儀之也仍を仍宿老もつて後名儀也然る

二人を以て

諏方

百候く中合く也

按以上三條は
足利將軍家の

宿老より評定引付
の筆をりふり

鎌倉年中行事云正月五日ノ夜御行始管

領へ御出恒例也中三献メノ進上ハ御劔

一振管領之執事之子又ハ兄弟面道マテ

持テマカリ出管領之舍弟親類等受取テ

持參進上アル也其後御鎧白糸是モ被官

中之宿老兩人シテ持テ出ル才モテノ御

祝過テ公方様別之御座へ御出則管領被

參其時役人并宿老中御座へ被召御參着

ニテ御酒三献參御三献メニ又御劔一御

小袖十重進上御馬一匹參其後御臺參管

領評定奉行以下宿老御座へ被召御臺ヲ

ハ手長面道マテ持テ參御膳以下ハ奉公

中持參御中ノ御酒之御盃雖有式題宿老

中堅依被申管領給ラル也

按本文ハ被官
中ノ宿老トシテハ

後領家の宿老なり宿老中堅
依被申と云ふは重系の宿老なり

又云八月朔日八朔御祝卜号御連枝様方
護持管領奉公外様當參之人ハ不及申在
國之方々ニモ皆々御頼進上略中早旦ニ宿
老中へ近臣為御使急々有出仕テ御劔可
被申替旨被仰出ノ間則皆以被參唐物ハ
中老被替宿老中老申繼於殿中御食ヲ被
給御返御劔唐物等申繼ニ持テマカリ出

代官々々ニ請取セテ後大御所様進上御

返モ皆代官給テ其後代官各宿所へ罷歸

按以上二條の宿老ハ鎌倉公方家ハ評定所を
リふまゝ中老とあるハ引舟元の本と別

太閤記云 秀吉初て普 或時清洲の城郭堀

百間斗崩まゝは大名小名等可急き

掛直一帯各被修舟一々共奉り略中汝

舟行一急き擡了了と云ふ舟かくて宿老

所へ急々了了を由城の堀下舟行の由り

あゝ及迄々桑某を以仕早速に出來り
やうふと少浪よりおとす一由りうをそ名
下よりたよ堅く被り付て我よりん由りけまら
時法途を頼入桑能より斗むいぬを各被り
け程 按て一條ハ織田
家の宿老なり
又云 高麗陣
起條 某ハ新羅百濟高麗より至り
令渡海彼國を退治しそより令入唐奮功し
者其より爵祿を厚くし異國の佳風をえりし

聞て一吾朝の政務を改えんとすなり

去り予以一人より遠慮其可否を定めて

五人の宿老 家一御利家輝
元景勝秀家 三人の小宿老

生駒雅樂以中村武敏 五人より
浅井深正
女彌石田

治部大輔徳昌院玄以長末 等より相議し
之上を以

大藏大輔増田右衛門尉 按て一條ハ孝長家の宿老なり
尚時五人の宿老を大老とす

可お定るとなり 家老といひ小宿老をハ中老とも
いへり

金言和歌集云及卯月廿四日のあけ不のふ

左金吾政長をとりて遊佐河内守
ありてふまか賀守丹下共おろし志由くらり
敷とい志ふいりりりりそのあり

大永口年細川高國亭清成記云迂固は手長
大正屋形換のち護代并年寄元勅中事
為大正屋形換宿老元一由尋左々々右子細ハ
長祿三崇禪寺及換沙代由成中時迂固
由子長の換々々々々由由由由由宿老元

被中青典厩由家ハ不潔自余々々沙一家
沙代々為沙杉子既為沙願小殿と中よと
迂固并由手長各可勅中由同口よ々々中よ
よりめは有自余の沙一家と々々ハ不々勅

左々々 按以上二條ハ爰叙
家の宿老也

鎌倉年中行事云奉公中山内扇谷宿老中
ニ内々ニテ寄合時ハ右ノ膝ヲ立テ盃ソ
トイタ々々可吞一奉公中山内扇谷一家

中へ謹上如此云々得る謹上ノ下ニ直ニ
名字官途ヲ書也一長尾大石太田上田彼
家所ハハ内封テ云々此按長尾大石
山内表
宿老太田上田ハ扇谷ハ宿老なり云々云々中と云ハ
鎌倉公方家乃外松重元の惣名を以テハ一條ハ
關東管領家
此宿老なり

又云奉公中之宿老木戸野田按これハ穂倉
公方家番庄ハ

内長老の家族を以たり
番頭より云々事なり

小條早雲廿一箇條云宿老の方々御縁

後候ハ時腰をかく折るを云々通る
はかぬ折る云々あつるを云々通る
事以て外ハ意外なり諸侍いつても慇懃
いすすつきり梅より云々宿老を云々今云々小條ハ
家人の云々ハあつる或云々一門
或ハ同考ハ家族又ハ小條より云々事なり名家も
あつる云々事なり尚時いつれハ小條家ハ扶持を
受るもの云々事なり見を
いふ事なり

朝倉敏景十七箇條云於相倉之家宿老を不
定其方の器用忠節よりして事

松陰私語云子細承度比自長尾は中間以前
對國無如中尚寺中廓内之為祈本為勝軍
地藏之主所景信所望之百於少覺禱富樫
那之弁舌之終移時計也長尾惹之事無限
明日之いさ可勝事決定なり軍於門出大吉
なり併様漸及此勅友之可勝なりと惹座中
並居宿老中老皆之少覺寺特聞事なりと
勅搖之為流以下松陰之少覺放之夜半今日

恙陣之各忘勞たりと惹笑也

尾林正頼記云兼日正頼舎弟吹田又五郎
瓦林四郎次郎與力ニ齋藤新五郎富松彦
三郎稻津小五郎鈴木與次郎ヲ初トシテ
其外可然侍數十人堅メケル中ニ別ニテ
此廿二人申合神水ヲ飲同心ニ合戦スヘ
キ契約ヲソ結ケル彼與ノ中ノ證人ニ宿
老一人入テ可然トテ麻田入道宗圓ヲソ

被入ケル

伊達成實記云大内備前我等所へ被申候
ハ不慮ノ儀ヲ以政宗公ノ御意ヲソムキ
如此ノ躰ニ罷成候小濱ヲ罷除候時分會
津宿老松本圖書助跡絶候間此知行ヲ被
下候様ニ申會津ノ宿老ニ可仕候由會津
宿老共申候間罷除候處ニ扶持方ヲサへ
不被下及餓死躰ニ候間政宗公御下へ伺

公申度候少々御知行ヲモ被下被召仕候
様ニ夕ノミ申由申サルニ

又云伊達上野足輕ヲ少出シ端合戰候東
ノ方ニ又取出ノ普請ヲ被成定番ニ片平
助右衛門ヲ被差置候其上會津四人ノ宿
老衆日替ノ番手ニ居被申候

蘆名家記云蘆名家滅亡濫觴條抑此松本太郎力逆

心ヲ企ル事ハ盛隆ニ恨ル事有テ不得止

也其故如何トナレハ會津蘆名代々四天
ノ宿老トテ平田松本佐瀬富田四人ノ衆
奉行トシテ會津ノ仕置ヲ代々執行然處
ニ太郎カ親松本源兵衛尉ハ太郎三歳ノ
年ニ病死ス然リトハイハ共盛氏公ヨリ
親ノ家督ヲ相違ナク賜テ七歳ノ年盛氏
ハ御目見ヲトケ四天ノ宿老ノ申ニ任セ
ラル然ルニ盛氏御逝去ノ後盛隆代ヲ取

玉ヒテ仰コトニハ松本太郎ハ若輩ノ者
ヲ宿老ノ中ニハ心得カタシトテ奉行ノ
内ヲハツシ玉ヒ其上松本カ上屋敷ハ三
ノ丸ニ有シヲ屋敷ヲモ取上ケ米代ノ西
ノ方ニテ少ノ所ヲ上屋敷ニ被下

藤葉榮衰記云

岩瀬郡御
廻文條

去程ニ為氏公御

臺ノ御事思沈マセ給テ御歎ノ餘リ御機
色不穩御出馬ノ御心掛モナク御前ノ御

事ノミ思食ス然ハ御一門四天ノ宿老伊
豆相摸駿河信濃御知音ノ大名衆ヨリ加
勢ヲ貫ヒ給ヘハ無程馳来千餘騎ニ成玉
フ

別所長治記云天正六年寅三月四日為西
國成敗都ヲ立同月七日播州加須屋カ館
ヲ為本陣行列ノ次第一番旗二鍬炮三弓
四長柄鎗五切具足各二行ニ列ス前後騎

馬相隨之次兵鼓次軍監次乘替馬次秀吉
手廻ノ兵具如先次螺次小符次手明ノ步
卒大將秀吉先鍬炮弓鎗甲立後小旗次宿
老次使役人廿八次斥候ノ役人廿六次總勢
七千五百騎引下リ家老一頭行列如前入
國美々敷粧其比希代ノ見物ナリ
大岡記云熊本ニ城佐佐々宿老共小向々
敷度ノ勝利ハ以つて取ルニ一ノ勢を

目より直一に於心なりき依てこれと世に誹り
たりまゝいさ切くか一合錢きんと思ふハ
少何者つきと評しけま各をそ歌退散
けりあましく是れハ今がまら合をあらむ
ハ一自然聊ても利を失むふとあれハ
得大利一軍れ氣脱度この勇功は成る
もやと押返し諫を止め一處に云々

按宿老ハ耆老と云子回一々宿徳老功の

人をけし〜ハ一不名ふ〜と〜ハ所蔵此
株〜ハな〜り〜なるは穩念殿の始と
ま〜そのさゆあり〜を評定引舟のあ尻を
置ふ〜及〜大〜老練の心事をわて
〜補をら〜故に宿老といふを彼
尻の〜はゆるさまふ成り〜と
正〜定〜志願ハなりしなり足利家
よむ〜を始の秘ハそのあ〜なりらる

年をゆゑよ埃ぶる全く評定元引元
限よふ稱謂の如くなれど
但委しういへば
評定元をそ
宿をといふ引元ハ中老といひ
又ハ箇番元
さぬ福倉年中行事ハ見申
の内よそ家筋定りて改さる族をハ
宿老家といふといふきりけり
年齒よよハ年盛なり人もその職位よ
しりて宿をといふをさる
尚今
壯年
なる宿老年考
あはれは大名法家も年齢を
あはれ如し

いよハ一家の重長をばなつて宿老と
しつふ常とるりぬとて正しき職名
なつさるは幕府より以下陪長といふ
まゝ通しては稱ありしる如し
後世よ及てハいよハ家老年考といふ
いよハ宿老の名を絶てばいよハあり

家老

永享記云故長春院殿ノ御子達一味同心
持氏

ノ輩ヲ招キ再關東ヲ治メ先考ノ鬱憤ヲ
モ可散申トテ便宜ノ大名ヲ憑マレケル
處ニ結城氏朝無貳奉被憑子息七郎光久
御迎ニ被參ケル其後氏朝家老一門ヲ召
集メ此條如何ト評定ス家老トモハ未被
申御請ト思ヒケレハ水谷伊勢守築修理
亮同將監黒田民部丞一同ニ申ケルハ當
家ハ及累代差ル名家ニアラサレトモ代

代與義士一日モ未取不忠之名能ク可有
御思案ト申モ終ラス氏朝ノ一男結城七
郎御供申シ若君御入有ケレハ家老一門
大ニ驚キ儲々是程ノ一大事ヲ吾々ニ被
仰合迄ニモ不及思召立更人々ヲハ屑共
思召サリケルツヤ今度ノ御大事ニ逢テ
無詮トテ水谷以下四人ノ家老共誓切テ
一同ニ遁世者トツナリニケル

鎌倉大草紙云嘉慶元年五月十三日古河
住人野田右馬助囚人一人搦をすは男白状
中りつ小田瀆岐入道父子小山若大丸同意
野心ありてあ大丸隠立の由中六月十日小田
子二人被ら頭七月十九日上杉禰助大將あく
常陸の小田城を攻小田并子息二人家老
信田某小田を落て男并山子楯るる
按此事又
頼印僧正
給詞より由但家老
を執事しり也

又云享徳三年十二月廿七日夜鎌倉西浄門
籠へ押寄て時を法々憲忠主従廿式人切て出
防戦けさともかふも死して一人も不残討死
憲忠の首を結城成於家人合子祥永同才
祥賀討取て浄所へ系実授子備へり憲忠
爰領なれは庭上よ並へりて其を布き
上よ祥永兄弟をすえられは実授の後合子に
多賀谷より名字を下り常陸中より所領

數多孫をけ子孫結城代々の家老とるを公へ
出仕の時と陪長なれども庭上より事をしき
公方へ降参申けふとい時の例なき

應仁記云 武衛家騷動條 文正元年ノ夏四月ニ武

衛ノ義敏ト義廉ト家督ノ諍ヒ出来テ騷
動ス其故ハ武衛總領千代徳九長祿三年
卯月早世セラレシカハ家督相續ノ息男
ナクシテ大野修理大夫持種一男義敏ヲ

執立任右兵衛佐家督ヲ相續ス然レトモ
無程家老共ト不和ニナリ甲斐朝倉織田
ノ三人共ニ新座ノ主ノ普代ノ家長ニ對
シ加様ニ我マ々有ヘキ事ナラス是ニテ
ハ武衛ノ家督三職ノ座ニ居ヘカラスト
評定シテ伊勢守貞親ニ頼テ訴フ

織田家譜云及于足利氏之領天下而斯波
氏号武為越前國主見織田神職之兎容貌

端正而召之為小臣以織田為称号乃自越
前移尾張斯波氏有六家老其一人有罪而
被放流也以織田氏代之自是其氏族繁榮
以至信長按文正記尾州守備代織田多摩助敏廣
とありこれ信長八世の祖なり當時斯波氏
越前尾張あまのや備より故小織田氏越前尾張より
移住せりゆり本文ふしゆり六家老八且六家老を稱し
又いふふくあまのや備代を稱するものと云ふり以上此
諸書及下より引く大友記よりして教條より云ふる家老と
いふは大概
之類なり

上杉定正贈号我豊後守云畠山方雖

諸士多神保越前守園諱造次頼沛共嗜來知
越前國成敵既越前守補佐之家老迄成敵
處僅三百余軍引卒而池下擊隨不是も三十
ヶ年彼國中獲夕リ心掛取答支院也汝後
加賀守頼國扇事一非道一松之朝良を遣之
者共批判之申外異國本朝古今戦ふ之法を
不知守共く示す以致於道灌石仕者之内申今
匹夫雖勿論外脱廿余年度之合戦を身以道を

翌夜持曾中ハ片時分内ニも仍レ之異見一二
苦忍有言上ハ然而預團ハ縱南方一二ノ家を
成去未踏踏戰場ニ度とハ三日ノも仍レ異見
苦忍有一も不謂レ地ノ沙汰止新舊曆等も
不勳合見地利吉凶を不知縱百里ハ里ニ里
曰帝ノ日月ノ短長をもハ別レテ預團
ハハ久ク実ニ下ニ可ク為ス一笑ハ

河越記云河越の敏氏總再興一今ハ十四郡を

領一早ぬハ城ハ相定先祖の家老太田此
道志とソ系を始メトシ擲トナリぬ

東亂記云可諄討上杉ノ家老長尾六郎為

景逆心ヲ起シ越後ノ守護人上杉民部大
輔房能ヲ打殺シ越州ヲ乗取シカハ管領
顯定入道當屋形憲房ヲ相伴ヒ上州ヨリ
越州へ押寄永正六年七月廿八日長尾六
郎ヲ責給ハ為景軍ニ打負テ越中ノ西

濱へ落行ケル明ル永正七年六月十二日
越後ノ一揆共高梨攝津守ヲ大将トシテ
為景ニカタラハレテ悉ク蜂起シケレハ
云々同六月廿日顯定入道長森原へ出合
長尾六郎ヲ追立ケル所ニ高梨攝津守馳
来テ顯定ヲ討取申シケル
又云權現山憲房使者ヲ以京都へウツタ
合戰條
へ申シ六郎ヲ可誅由サ々工申ス其状ニ

云中略將亦長尾六郎下非弒上民部大輔房能耳
重而可諄身體如此之條為家郎亡兩代之
主人候事天下無比類題目候歟云々
又云上杉敗北條曾我兵庫助進出テ申ケルハ
越後ノ長尾景虎ハ長尾六郎為景カ子ニ
シテ上杉普代ノ家老ナレトモ父為景故
管領ヲ討申テヨリ御敵トナリケレトモ
為景死去ノ上ハ別儀ヲ以テ蒙御免大将

ノ号ヲ被下ハ定テ忠戦ヲ致ニ力云々
快然僧都記云小弓上様義明先年御父政氏
様御勘當奥州御下向有之其後上總國住
人武田真里谷三河守入道卜同小弓城主
原二郎及鉾楯每度小弓打勝畢因茲武田
自力不叶自奥州義明奉招請為大將小弓
城攻落原次郎并家郎高城越前守父子滅
亡

光源院殿御元服記云天文十五年十二月
十八日公方家御成也御成道路從淨土寺
南行到若王寺前南行到南禪寺時御下馬
有之中略從妙顯寺前迂堅有之其人數目賀
多猶崎三上三雲蒲生等皆是定頼家老也
定頼父子御門外伺公即忝向御盃頂戴三
盃賜之

大友記云天文廿年辛亥九月朔日二義隆

公父子共ニ御腹メサル既大内家退轉シ
ケレハ大内殿家老陶尾張守隆房義鎮公
御舎弟八郎御曹司ヲ申請奉リ義隆公御
跡目ニ仕リスエマイヤセ度由田原近江
守ヲ頼セヨト申上ル

室町殿日記云 泉州伊勢カサ大 義輝公は覽一

沛感悦かたり好く居て松永の方へ感状を
下け家去十二日泉州より主殿助の要害へ

多勢を掛ひし處に之方為後詰とせむに伊勢カサ
并諸家老より教軍に打取し度毎度名譽
とハいふるに之双の言名不しに追付可被
忠賞の者也永禄三年十月十五日松永淳正
少弼度御判

又云 丹州波 丹波住人より波多野宗勝訴訟
ありて数年京都にお浩るといふも終に孔明
とけられざるよしありて其方本國より家老を

の不せて日向す我因う許は多よりくつふさよ
始終をわたりけれ日向す許容して裁許を以れ
うく書状を以てさる丹州波多野を累年
左京せしむといとも寝と不_レ遂_レ乳_レ無_レ度_レ不
煩_レく_レい_レ付_レ而_レ不_レ玉_レより家老安宅左衛門尉
是_レ申_レせ_レし_レ而_レ口_レ上_レ申_レる_レ大方申_レ依_レ意_レ趣_レ宗_レ勝
余儀_レ申_レす_レ由_レ産_レ作_レま_レ而_レす_レ其_レ由_レ公_レ得_レ可_レ然_レ外_レ為_レす
以一札申_レ入_レし_レ而_レ依_レ禮_レき_レ十月十二日内_レ孫_レ傳_レあ_レ後

我長_三
好

宮系次第云宮系り房りよ祖父の方へより
そは_レ其_レ献_レる_レれ_レい_レる_レか_レら_レ祖_レ父_レも_レ引_レ出_レ物_レを_レ出_レす
海_レ祖_レ父_レある_レ人_レハ_レ其_レ家_レの_レ古_レ例_レ此_レ家_レ老_レの_レひ_レく
より一_レ家_レ家_レを_レ詢_レり_レも_レ又_レあ_レく_レい_レる_レひ_レあ_レる_レ

太閤記云_ハ物語上_下互見條_夫薩摩大守_治津家_錦と

主代久しそふをば八十人の家老ひて一万石
裁判け人より左統よりけ人を撰ひ出す事

を公道し一毫も私心なく家老職に領地
別子定法多て以職に在時ハ終りぬ

甲陽軍鑑云信玄代惣人数條 河譜代家老丸馬場

美濃守百廿騎内後修理正二百五十騎山縣

三郎左衛門二百騎之坂源正四百五十騎小山田

孫三郎二百騎甘利左衛門二百騎栗原左衛門

百騎今福澤閑七十騎古屋右衛門二百騎

林山伯耆守六十騎原隼人佐百廿騎小山田

備中守五十騎跡部大炊助三百騎淺利百廿騎
弱井右京又十騎小宮山丹後三槍騎

又云新編 何なる大名とも異見中なる家老ハ
大御條

おろしとて人さるる人あつてなればあり

由良家傳記云家の老を主君の正名代仕の官

其職の威勢極まらば身を正しかし威勢にぬか

は家の中刻く小女成り給能は勤へそ身成能

は勤へお腕の目利を能く成肝要なる事也

又云家族并家老出頭者と此理よらめて
之以下等ハ打果と云とも片方計生品よ
成敷可なり事

甲陽軍鑑茨端云此つ家老出頭元
想して大身元振奮の時必亭まおふを仕む
そは人のよあてるか一そ身の多免あり
は候を穿斃なき元將原と云はらう候
能く是をも分別なき事

伊達日記云築飯ニ御在馬ノ内青木修理
抱置候三人ノ者儀小濱へ内通ニ付大内
モ人質返ニ候事無念ニ被存候へ共家老
ノ者共ノ子ヲ相捨候事モ不成候間小瀬
川ト申所へ双方ヨリ罷出御横目申請證
人替仕候

太閤記云 秀吉歳暮
活礼條 信長いすゝ三席及とて

十三歳の比林佐渡守喜山与三右衛門尉平手

中務少輔内藤徳助として父備後守敏より
附系しせし人の家老あり之を席殿跡跡
物ありしう古風は遠く系不多しとて彼
家老の者有眉をふと免悔より信長とつと
知れむしハ父備州なりとてや

安土日記云元龜三年霜月下旬武田信玄
遠州二股之城取巻之由註進候則信長公
御家老之衆佐久間右衛門平手甚左衛門

為大將御人數遠州濱松ニ至テ被差遣
板坂卜秋慶長記云日本國中ハよきなりとて
五人家老連判々法状有淺野彈正増田
太田守尉石田治教少輔徳吉院長末大藏大輔
五人をとりし中連判状家老五人をとり五人
法状法由ハ法状ハ家老連判々内ハ隆景
判をとり法状ハ事もあり

三河記云酒井將監及も上將をとりて其家のハ

落のふ一の家老ふくむるハ上様ノ御監及
かき之程いきなれともいふに勝事不成
しすまふも御監及御とたきて跡か
と好

文禄四年御成記云今度ハ例ノ御成ニ増倍して
一頃弛走可仕る由望く家老ノ御申付

慶長年禄云去上長十八年二月廿日山播磨
死將軍家由去年ノ時より京附仁也此家老

あゝ出次中在年由去遠五成以

當代記云慶長十四年七月廿三日此比上

総介主 大御所未 家老ノ者皆川山城守本

来關東皆川主上總主養父也山田長門守

以下各以目安駿河へ言上其故ハ上総主

行跡荒々トシテ絶言語夕リ如此儀ヲ數

个條書載則上総主自江戸駿府へ被參上

大御所へ直ニ理ヲ被言上家老衆各被改

易

清須分限帳云御家老一万石小笠原和泉

守一万石富永丹波守一万四千石小笠原

監物持組五千石阿部河内御年寄三千石興津

分右衛門持組四千石松井石見四千石松平

攝津四千石奥山大膳四千石小笠原伊賀

組持千石小笠原土佐同上千石高林内膳持家老と

いふふと老臣をすく稱きなりその内は組持と
らるる書以るをいふたぐひよそ部下の諸侍を以るもの

家老ははなれなるをいふ年寄とある六年猶ある
を以て家老をいふ列にならざる政務は家老とつきと
かゝる等ある
とのれり

按家老と大名一家のを以てしるを以て政務を

持する者れ稱謂るは將軍家より於てハ

そととを以て稱あるなり
幕府にも家老
中老等れ稱と

ありけりても家の字
を以てさるなり
但し穩念將軍治世に

るる大名諸家にも又さるるなり
足利殿の時小

玉りて始りて職名あり初免一國の守護とし

くわす國のち後ふとあれ一族家人は内
さうへき長老の事ち後代に補きれ境内に
政事を執りたり是を家老の起源とい
凡ち後家の内ち後代となりけき家族或は
ある家あり或は内家なるもありその内は
年福にけりある者を撰むく尚職に補はるる
故にたのつゝ家老年家の稱謂もいて
さうへき 尚ち後代條
を参考せよ 又尚時に職を帶を

けりもその家なるものハや、家督ふ家系を
以て何をもなすゝ家老年家の稱
さうへき 中は家席の字を用ひ
しことなきさうへき 又不見あり
ありせしむもさうへき同音を
仮するのさうへき別意ありありす 尚ち家所殿此
季世よりして武家の古格漸く廢さるる
大家小家は別れくその家くして家事を委ぬる
家人に代りてさうへき家老と稱するさうへき
なりて仕奉るるもその事にあつては老いハ

此稱を眞實多りしより今も職名とい
なりぬ殊に織田豊長南家の比より武家此
規式稱謂等大よ一変して大名諸家此
格式をも幕府ゆく用むらうこといへり
けしハ將軍家此と家老年寄等此號を
稱せしはなむいと相りしなり
後世ハ家老
と年寄と此
志形をこころ家も何そ一極あり或ハ大老此
のち家老といふ中老を年寄と稱しあり
又ハ大老中老ありて家老とも年寄とも
よつふあり又ハ大老中老よこつて政事を

きつこのを年寄といふもありて
家これ格法同しからざるなり

家老脇 又稱年寄脇

久米田軍記云佐々木ノ家老ハ目賀田次
郎左衛門楯崎太郎左衛門尉三上孫三郎
三雲新左衛門蒲生下野守等也
中略普代相
傳ノ家来ノ外ニ後藤ト云者アリ近代舟
岡合戦以來二代佐々木家ニ盡功忠賞越
他威勢ヲ振ヒ家老ノ列ニナリ頻ニ鷹揚

ノ思有リ彼カ申ス事大小事共ニ屋形承
禎吉事ニ聞成ニ萬彼一人ニ評定サセテ
餘人ノ申事ヲハ不被用後藤モ江家ニテ
ハ大名ナレハ威勢ヲ募リ一門家老ヲ指
越テ家中上下ヲ己カ下ニ立ント欲ス己
カ心ニ叶フヲハ賞ヲ申與罪ヲ免ニケレ
ハ江家ノ侍半過テ後藤ニ隨ヒ付ケル
蒲生氏郷記云須田伯耆ト申者蒲生源左

衛門カ陣所へ走入正宗逆心定ノ間明日
之御働ヲ被相止正宗為躰可御覽候高
清水ノ城モ明退由聞工候旁以御働可有御
延引候猶以子細ノ夕ニ可申上候ト申
須田親ニハ正宗親父照宗ノ代ニ相馬境
ニテカキアケ城ヲモ被預家老脇ニモ罷
成身躰ニテ照宗二本松ニテ討死ノ刻須
田父追腹ヲ切候間其感モ可有之處ニ左

ハナク狂氣ニテ切候ナト、申成ニ今我
等へ、アテカヒ無曲次第ニ付テ斯申上
候

武林雜話云

三老母里
但馬守條

中老分 桐山丹波守と

母里但馬守高藤陣以來云言也

中略
黒田長政

内々吳見せしは但馬荒き者ト云分別
を礼多家等と始一城懸仕り及見ゆ
汝を分別可有示と云分別孫多傳也

遠眼子万不存ハ切元由為と存押移中以上

不也い々言も倅言フ仕と申少もおとり不合なり

按孫多傳ハ丹波
守ハ俗稱なり 筑前内訖ま中老分功の入

と云元吳見度と及ゆ元承引不仕孫多傳也

孫取立丹波守不なり不也石と云年寄招此

身神子多言談合の座も連りけし元云言

と云不可然事よ思云々

按大老中老も
子家老なり石よ

中老分も年寄
招もいへるなり

按家老照とつて譜第家老の家にあつ
たものととも才略を以てり任用せられ
家老の列ははるありて政事も領るものをいふ
或は家老を列といふ又ハ年寄領中老を
たとも称すこれ大老中老を合せて家老
といふ年寄ともいふなりそつうさといふ
所を大概それを准して志す一後世に
いふりて家老を括家老並家老といふ

これ即ち類なり

十三之廿四

